

光市教育振興基本計画 (骨子)

平成〇〇年〇月
光市教育委員会

はじめに

[illegible]

平成〇〇年〇月

光市教育委員会

教育長 ○○ ○○

目 次

第1章 計画の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 基本的な考え方

1 教育理念と教育目標	@
2 基本目標と基本施策	@
3 「教育ブランドひかり」の創造	@
4 施策体系	@

第3章 施策の展開

1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進	@@
・ 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進	
・ 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進	
・ 1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進	
2 絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進	@@
・ 2-1 地域ぐるみの子育て支援の推進	
・ 2-2 組織的な家庭教育支援の充実	
3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進	@@
・ 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進	
・ 3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	
・ 3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	

- 4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進 @@
 - ・ 4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進
 - ・ 4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実
 - ・ 4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実
 - ・ 4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

- 5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実 @@
 - ・ 5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実
 - ・ 5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

第4章 計画の推進に向けて

- 1 連携と協働による計画の推進 @@
- 2 計画の進行管理と見直し @@

資料編

- 1 光市教育大綱 @@
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿 @@
- 3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱・委員名簿 @@
- 4 光市教育振興基本計画策定経過 @@

第1章 計画の策定について

1 計画の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、さらには経済や社会のグローバル化などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く各種の課題が指摘されています。

こうした中、国においては、平成18年に教育基本法（以下「法」という。）が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け、示された基本理念の実現に向けて法第17条第1項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、今日、教育改革を最重要課題のひとつとした取組を進めています。

加えて、平成29年3月に新しい学習指導要領が公示され、今回の改訂では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの学校教育は新たな段階を迎えています。

このような状況の中で、教育には社会の変化を踏まえ、その在り方を確認しつつ、変化に主体的に対応し、これからの社会を支え発展させる人づくりが求められています。

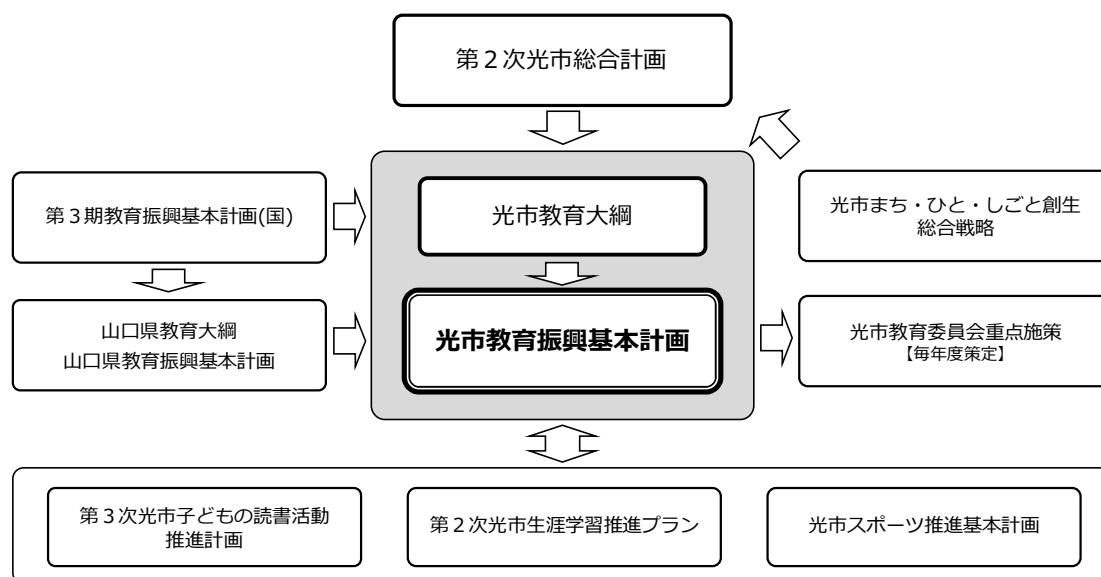
光市では、平成28年度にまちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる幸せ実感都市 ひかり～」を展望した第2次光市総合計画を策定し、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする総合的かつ計画的なまちづくりをとおして、様々な教育施策の推進を図っています。

さらに、時期を同じくして光市総合教育会議において、本市の教育の基本理念、教育目標、基本目標等、教育振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携のもと、総合的に教育行政を推進しているところです。

この「光市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「光市教育大綱」を踏まえ、中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

2 位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、「光市教育大綱」を計画の中核とし、本市の最上位計画である第2次光市総合計画の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から第2次光市総合計画及び「光市教育大綱」の終期年度となる平成33年度までの4年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
光市総合計画 後期基本計画				第2次光市総合計画					
		光市まち・ひと・しごと創生総合戦略							
				光市教育大綱					
					光市教育振興基本計画				

第2章 基本的な考え方

1 教育理念と教育目標

本計画は、「光市教育大綱」の各論を示すために、その取組の具体化を図るものです。

策定にあたっては、「光市教育大綱」で定めた教育理念、教育目標、教育行政推進上の柱とする5つの基本目標等を示した上で、その実現に向け重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組を定めます。

■ 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

本市では、幼保・小・中学校を見通した“縦の連携”と、学校、家庭、地域が一体となったコミュニティ・スクールを基盤とした“横の連携”を両輪として、その同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。こうした中、さらなる連携・協働の視点に重点をおき、社会総掛かりによる本市の人づくりの実現に向け、教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

■ 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」として、総合的に教育施策を推進します。

「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、成長段階に応じた次の3つの目標像を掲げ、生涯にわたって学び続ける本市の人づくりを進めます。

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

2 基本目標と基本施策

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げるとともに基本目標ごとに以下の基本施策を設定し、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策：1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

基本施策：1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

基本施策：1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本施策：2-1 地域ぐるみの子育て支援の推進

基本施策：2-2 組織的な家庭教育支援の充実

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本施策：3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

基本施策：3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

基本施策：3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本施策：4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進

基本施策：4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

基本施策：4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

基本施策：4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本施策：5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実

基本施策：5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

3 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、次の6つの取組をとおして、教育の光ブランドを創出します。

1

人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

2

学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

3

コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

4

光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

5

地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

6

「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

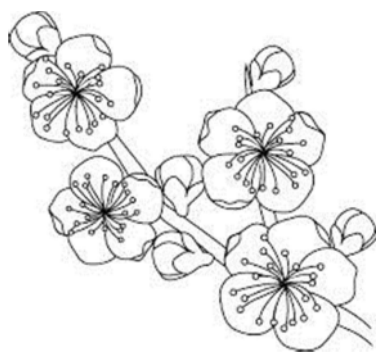
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

4 施策体系

「教育ブランドひかり」 の創造	「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略をとおして、教育の光ブランドを創出するキーワードです。
	1 人と人とのつながりをおして ゆたかな心を育む教育の推進 2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践 3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践 4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用 5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進 6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

教育 理念	教育 目標	「光っ子」 のすがた	基 本 目 標	基 本 施 策	具体的施策
連携と協働で育む 光の教育	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	● ● ● 知・ふ・生 る・る・涯 徳・さ・に ・と・わ 体・た・た の・り・り 調・と・と 和・と・と が・と・と と・と・と れ・と・と た・と・と 「・と・と 生・と・と き・と・と る・と・と 力・と・と 」・と・と を・と・と 身・と・と に・と・と 付・と・と け・と・と 、・と・と 人・と・と と・と・と つ・と・と な・と・と が・と・と り・と・と な・と・と が・と・と ら・と・と 社・と・と 会・と・と を・と・と 生・と・と き・と・と 抜・と・と く・と・と 人	1「生きる力」を育む 地域ぐるみの 教育の推進	1-1 質の高い幼児期の 教育・保育の推進	① 保育環境の充実
					② 幼児教育の充実
					③ 子育て支援の総合的な推進
				1-2 連携と協働で育む 学校教育の推進	① 確かな学力を育む教育の推進
					② 豊かな心を育む教育の推進
					③ 健やかな体を育む教育の推進
					④ 特別支援教育の推進
					⑤ コミュニティ・スクールの充実と進化
					⑥ 国際性豊かな人づくり
					⑦ 高校・高等教育の推進
					⑧ 教職員の資質の向上
				1-3 教育開発研究所における 先導的調査研究の推進	① 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究
					② 光を探究する学びに関する調査研究
					③ カリキュラム編成や指導方法の調査研究
					④ 教育に関する情報の収集・発信・啓発
			2 絆を育むつながりを とおした家庭教育 支援の推進	2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実	① 子育て意識の醸成
					② 子育て支援体制の充実
					③ 子育て・子育て環境の質の向上
					④ 食育子育ての推進
				2-2 組織的な家庭教育支援の充実	① 家庭教育支援等の推進
					② 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援
			3-1 人権尊重の意識を高める 人権教育の積極的な推進		① 学校における人権教育の推進
					② 地域社会における人権教育の推進

連携と協働で育む 光の教育	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	●●● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人	3 ゆたかな心と郷土愛を育む環境づくりの推進	3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	① 社会教育活動の支援 ② 光市民憲章の普及・啓発 ③ 青少年健全育成の推進 ④ 青少年関連施設の管理・運営
				3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	① 芸術・文化活動の振興と活性化 ② 地域文化の保存・活用・継承 ③ 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進 ④ 文化施設の利用促進と環境整備
			4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進	4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進	① 生涯学習の推進 ② 学習機会の提供、充実 ③ 学習成果の地域づくりへの活用
				4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実	① 市民参画による図書館の運営 ② 図書館サービスの充実 ③ 子どもの読書活動の推進 ④ 自然豊かで親しみのある環境の整備
				4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実	① スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実 ② 生涯スポーツの推進 ③ 競技スポーツの推進 ④ スポーツ振興組織の充実と強化 ⑤ 体育施設の活用と充実
				4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実	① 安全・安心な学校給食の提供 ② 栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供 ③ 食育の推進 ④ 長期的な安定運営
			5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実	5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実	① 安全・安心な学校施設等の整備 ② 児童生徒の安全・安心の確保
				5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実	① 将来に向けた教育環境の整備 ② 快適な教育環境の整備・充実 ③ 就学の支援

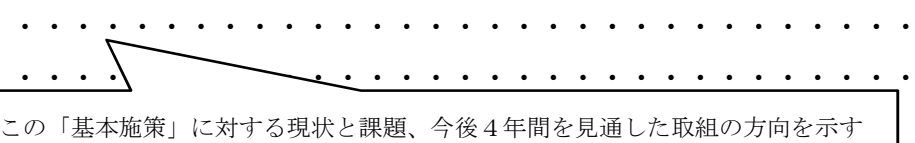


第3章 施策の展開

1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

■ 基本施策の方針



この「基本施策」に対する現状と課題、今後4年間を見通した取組の方向を示す

■ 具体的施策

1 保育環境の充実

	主な取組	概 要	担 当
1	各種保育事業の実施	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子ども 家庭課
2	保育所施設の整備 ・ 充実	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子ども 家庭課
3	公立保育所の耐震化の推進	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子ども 家庭課
4	保育士の確保対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子ども 家庭課

2 幼児教育の充実

	主な取組	概 要	担 当
1	幼稚園施設の整備 ・充実	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	子ども 家庭課
2	幼児教育に関する 研修会の実施	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	子ども家庭課 学校教育課

3 子育て支援の総合的な推進

	主な取組	概 要	担 当
1	・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	・・・・・・

「近況」・「目標」は、数値(単位)または文書で示す

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・
・・・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・
・・・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・

基本施策 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

■ 基本施策の方針

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■ 具体的施策

「教育ブランドひかり」に関連する「具体的施策」に対して、その番号を付記する

1 確かな学力を育む教育の推進【教育ブランドひかり No 2・3 関連】

	主な取組	概 要	担 当
1	「チーム光」による学力向上を目指した授業づくり		学校教育課
2	新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践		学校教育課
3	グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の推進		学校教育課

2 ゆたかな心を育む教育の推進【教育ブランドひかり No1 関連】

	主な取組	概 要	担 当
1	スクールライフ支援員事業		学校教育課
2	心療カウンセラー派遣事業		学校教育課
3	不登校未然防止事業		学校教育課
4			

3 健やかな体を育む教育の推進

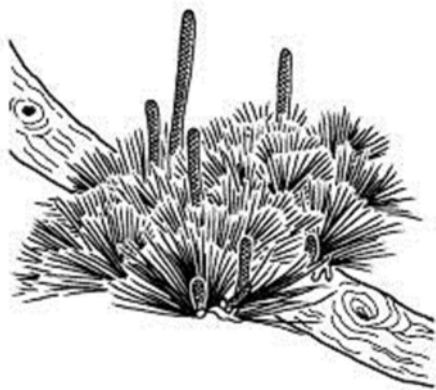
.....

.....

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
.....		
.....		
.....		

以下、各基本施策について



第4章 計画の推進に向けて

1 連携と協働による推進

本計画の推進にあたっては、市長部局との連携はもとより、学校・家庭・地域との連携・協働をととして、施策を推進することが重要です。

未来を担う子どもたちの育成においては、学校・家庭・地域が、本市が目指す「光っ子」の具体的な「すがた」を共有し、各々が役割を果たしつつ、連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現をととして、施策の推進に取り組みます。

また、教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子ども家庭課、健康増進課、地域づくり推進課など市長部局の関係課も含んでいることから、各組織の連携をととして、施策の横断的、総合的な推進を図ります。

2 進行管理

本計画を効果的かつ着実に実施するには、計画に掲げた施策や主な取組について、定期的に進行状況の点検と評価を行う必要があります。

施策の点検・評価については、PDCAサイクル（Plan：計画 → Do：実施 → Check：点検・評価 → Action：改善）に基づく検証と改善を行い、実効性のある計画の推進に努めます。

また、教育委員会では、この計画を着実に実現していくために、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「光市教育委員会重点施策」を毎年度策定し、本計画の着実な遂行を図ります。

光市教育大綱



平成 29 年 3 月
光 市

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成を目指して

光市では、このたび、20年後の将来像「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望する「第2次光市総合計画」を策定し、人口減少下においても、誰もが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「ゆたかな社会」の実現に向けた取組みを加速させていくこととしました。

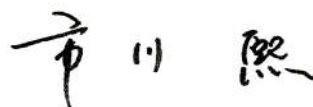
こうした中、ふるさとへの誇りと愛着、高い志をもった人材育成への教育が果たす役割は大きく、わがまちの大切な「宝」、未来を照らす「希望の光」である子どもたちのゆたかな人間性を育み可能性を高めるために、質の高い教育の提供をはじめ、社会の発展に寄与できる「ひとづくり」や人と人との「絆づくり」が、今、改めて期待されています。

本大綱は、光市総合教育会議において協議・調整を重ね、教育委員をはじめ多くの皆様とともに英知を結集して創り上げた、未来を託すことになる子どもたちに向けた光市教育の羅針盤です。今後は本大綱に基づき、「連携と協働で育む 光の教育」という基本理念のもと、『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』を進めてまいります。

終わりに、策定にあたり様々な貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

光市長



目 次

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念	3
2 教育目標	3
3 「光っ子」のすがた	4
4 基本目標	5
5 「教育ブランドひかり」の創造	6
6 概要図	7

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3の規定により、地方公共団体の長（以下「市長」という。）は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で策定するものです。

光市では、制度改正に基づき設置した光市総合教育会議において協議・調整を重ね、このたび、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定しました。

今後は、本大綱に基づき、市長と教育委員会が一層連携して、本市の教育行政を総合的に推進してまいります。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

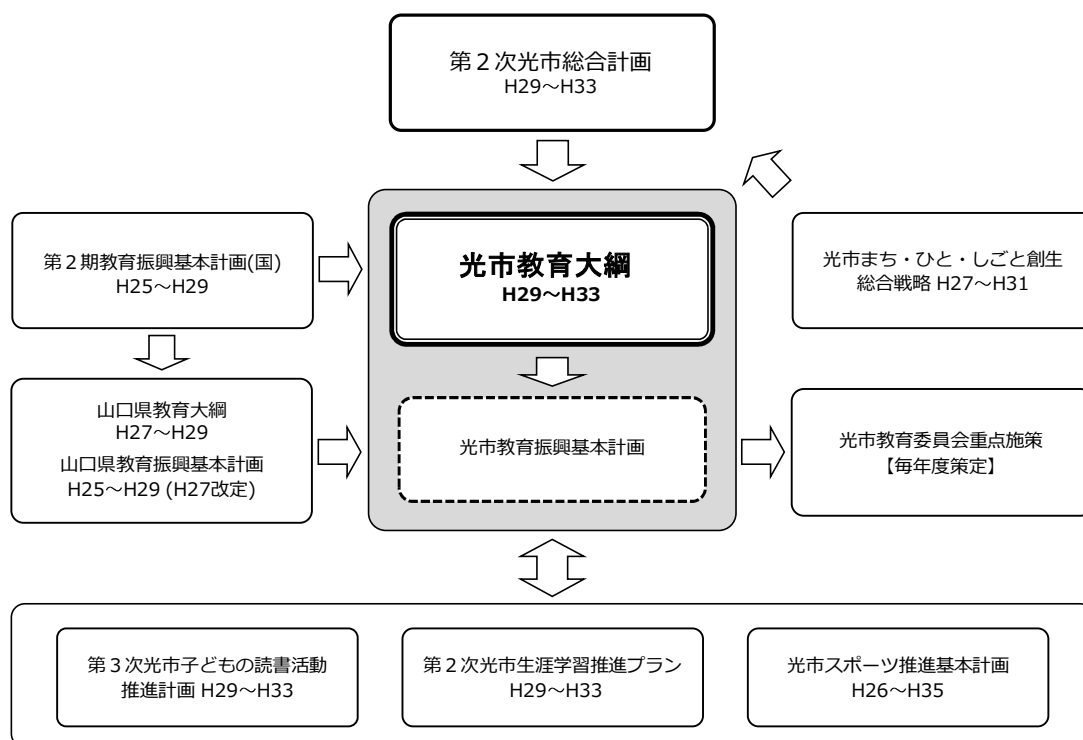
○ 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

本大綱は、光市が目指すこれからの教育の理念と取組方針を定めるものです。国の第2期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の最上位計画である第2次光市総合計画を勘案し、本市教育の根幹となる基本理念、教育目標や基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、今後策定を予定している「光市教育振興基本計画」の中核をなすものです。



3 計画期間

本大綱が対象とする期間は、平成29年度を始期、平成33年度を終期とする5年間としますが、国、県及び市の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等を踏まえ、適宜見直していくこととします。

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

光市は、第2次光市総合計画において、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望し、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら生き生きとした生活を享受することができ、心から「幸せ」を実感してあらゆるところに人々の笑顔があふれる「ゆたかな社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

まちづくりの原点は人づくりからの基本を踏まえ、近年の少子高齢化の急速な進行をはじめ、めまぐるしく変わる社会情勢の中で、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるため、その実現において教育の働きは極めて重要です。

本市では、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ“縦の連携”と、すべての公立小中学校がコミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域が一体となった“横の連携”を両輪として、同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。

こうした中、さらなる連携・協働の視点をもち社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、本市における教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

2 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

ふるさと光市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』として、総合的に教育施策を推進します。

3 「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

「光っ子」のすがた

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

4 基本目標

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、次の5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げ、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

5 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、次の6つの取組をとおして、教育の光ブランドを創出します。

1

人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2

学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3

コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4

光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

5

地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6

「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

6 概要図

光市の教育

教育理念「連携と協働で育む 光の教育」

教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」

「光っ子」の
すがた

- 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人
- ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人
- 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをととした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

「教育ブランドひかり」の創造

1 人と人とのつながりをととして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をととして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をととして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をととして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をととして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

★「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略をととして、教育の光ブランドを創出するキーワードです。

2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

平成29年4月25日

教育委員会告示第3号

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の代表者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿		
区 分	氏 名	役 職 等

3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱・委員名簿

平成29年4月25日
教育委員会訓令第4号

光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 政策企画部企画調整課
- (2) 市民部地域づくり推進課
- (3) 福祉保健部子ども家庭課
- (4) 福祉保健部健康増進課
- (5) 教育委員会事務局教育総務課
- (6) 教育委員会事務局学校教育課
- (7) 教育委員会事務局人権教育課
- (8) 教育委員会事務局文化・社会教育課
- (9) 教育委員会事務局体育課
- (10) 図書館
- (11) 学校給食センター

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月25日から施行する。
(会議の招集の特例)
2 この訓令の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この訓令の失効)
3 この訓令は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定庁内委員会委員名簿		
氏 名	所 属（部課）	役 職

4 光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回庁内委員会	平成29年 月 日	
第1回策定懇話会	平成29年 月 日	
第2回庁内委員会	平成29年 月 日	
第2回策定懇話会	平成29年 月 日	
第3回庁内委員会	平成30年 月 日	
第3回策定懇話会	平成30年 月 日	

